

令和6年
12月号

一関労働基準監督署からのお知らせ

お詫び 岩手労働局HP内「一関監督署からのお知らせ」コーナーはリニューアルを予定しており、本号以前のお知らせに記載している二次元コードについて、今後リンクしないものがありますので、ご注意ください。

日頃より労働基準行政の推進について、深いご理解のもと、ご支援・ご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

本年も残り1か月を残すのみとなりました。年末年始の慌ただしい時期、降雪期を迎え、労働災害が増加する時期となりますので、これらを原因とした労働災害を防止するため、着実な安全対策の実施をお願い申し上げます。

特に、雪や凍結による転倒災害の増加時期となりますので、冬季型労働災害の防止に向けた備えを早くからご準備いただきますようお願いいたします。

一関労働基準監督署長

1、「冬季死亡災害ゼロ100日運動」を展開しています！

当署管内における冬季の死亡災害を防止するため、本年も「冬季死亡災害ゼロ100日運動」を令和6年11月21日から令和7年2月28日までにおいて展開します。



自分たちの職場での「死亡災害ゼロ」を確実なものとし、ひいては当地域での「死亡災害ゼロ」を達成するため、各事業場におかれましては、安全衛生管理体制を強固なものとし、労働者一人ひとりの安全衛生意識の高揚を図り、労使双方の協力のもと各重点事項への積極的な取り組みをお願いいたします。

重点事項1 冬季特有の労働災害を防止しましょう！

重点事項2 墜落災害をなくそう！

重点事項3 製造装置等機械設備による労働災害をなくそう！

重点事項4 車両系機械による労働災害をなくそう！

2、12月から1月は「令和6年度 いわて年末年始無災害運動」期間です！

令和6年度スローガン **あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害**

年末年始の慌ただしい時期を迎え、寒冷の時期に入って凍結、降雪等の自然要因も加わり、路面の凍結による転倒災害、車両のスリップ事故などの冬季特有の災害が発生するリスクが更に高まる時季となることから、岩手労働局では令和6年12月1日から令和7年1月31日を「令和6年度 いわて年末年始無災害運動」の期間とし、労働災害の根絶に向けた取り組みを展開することとしています。



冬季・年末年始に向けた労働災害防止への積極的な取り組みをお願いします。

ア 冬季特有災害の防止

積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止（「冬季転倒災害防止対策強化期間」と連携）

車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止 雪降ろしの際の災害防止

火災・火傷の防止 一酸化炭素中毒の防止

凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止 作業時の保温・体操の実施

その他の冬季特有災害の防止

イ リスクアセスメント・危険の見える化の実施

ウ 「安全決意宣言」の実施

エ 労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動への参加

「冬季死亡災害ゼロ100日運動」（令和6年11月21日～令和7年2月28日）を展開中です！
重点事項（冬季特有災害、墜落災害、機械設備災害、車両系機械災害の防止）への取り組みをお願いします。

岩手県最低賃金が時間額 952 円に改正されました！(令和6年10月27日発効)
～ 確認しよう最低賃金！使用者も、労働者も、お互いに～

3, 12月から2月は「冬季転倒災害防止対策強化期間」期間です！

岩手労働局では、冬季間における転倒災害を防止するため、12月から2月までを「冬季転倒災害防止対策強化期間」と定め、「いわて年末年始無災害運動」と連動し、転倒災害防止に取り組みます

～ 積雪・凍結による転倒災害の防止 ～

安全委員会等における転倒災害防止に係る調査審議。
職場巡視等による転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認。
気象情報の活用によるリスク低減の実施。
通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底。
防滑靴の着用や安全な歩き方の指導等。



4, 令和6年10月末現在における労働災害の発生状況について

休業4日以上の死傷災害(新型コロナを除く) 103件 (前年同期比較 - 35件、- 25.4%)
(新型コロナを含む) 134件 (" - 31件、- 18.8%)
うち、死亡 0件 (" ± 0件)

令和6年10月末現在における死傷災害(新型コロナウイルス感染症を除く)は103件で、前年同期から - 35件 - 25.4%と大幅に減少し、また、死亡災害は発生していません。(新型コロナウイルス感染症を含むと134件で、前年同期比 - 31件 - 18.8%減少。)

業種別(コロナ除く)では、製造業27件(前年同期比 - 7件 - 20.6%)、建設業20件(同 - 3件 - 13.0%)、商業15件(同±0件±0.0%)、保健衛生業14件(同+1件+7.7%)、運輸交通業11件(同+1件+10.0%)等となっており、商業、保健衛生業及び運輸交通業を除いて総じて減少傾向となっています。特に昨年同期には15件発生していた接客娯楽業が2件(-13件 - 86.7%)と大きく減少しています。

事故の型別では、転倒25件(構成比24.3%。前年同期比 - 20件 - 44.4%)、「墜落・転落」22件(同21.4%。同 - 2件 - 8.3%)、「動作の反動・無理な動作」10件(同9.7%。同+2件+25.0%)、「激突」8件(同7.8%。同+4件+100.0%)、「はさまれ・巻き込まれ」8件(同7.8%。同 - 3件 - 36.4%)及び「交通事故」8件(同7.8%。同+4件+100.0%)、「激突され」7件(同6.8%。同 - 4件 - 36.4%)、「切れ・こすれ」6件(同5.8%。同+3件+100.0%)、等となっています。

7月までは「転倒」が最も多い状況で、8月に「墜落・転落」が逆転しましたが、10月には「転倒」が再逆転しました。転倒災害は前年同期に比べて季節的要因に関係なく半減しているものの、冬季を迎えることにより増加することが懸念されることから、早めの対策準備、降雪後は転倒災害防止対策の徹底が求められます。

当署では、令和6年における労働災害防止に係る目標を、

○全労働災害減少目標 143人以下 ○死亡災害 0人(発生させない)

と定め、労働災害防止対策を推進しています。毎月末時点の災害発生状況は減少傾向を続けており、このまま推移すると前年より大幅に減少することが見込まれますが、例年、年末に向けて増加する傾向があり、特に降雪期を迎えると再び転倒災害が増加して全体数を底上げすることが懸念されます。

労働災害はあってはならないものであります。各事業場の皆様におかれましては労働災害を発生させないという固い決意の下、労働災害防止対策の着実な実施をお願い申し上げます。

安全に！！



転倒災害を防止しよう！
～ 事故の型別で約3割を占めている転倒防止対策を徹底しましょう。～